



～子育て世代の住宅取得を積極的に後押し～

住宅金融支援機構と連携し、【フラット35】の金利引き下げ対象枠を都内最大に拡大します

福生市では、住宅金融支援機構と協定を結び、市内に「長期優良住宅（※）」を取得し、全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】を利用する「子育て世帯」に対し、当初5年間のローン金利を0.5%引き下げる制度を実施しています。

従来の制度を利用するには、「市内在住の親」と「同居」または「近居」する必要がありましたが、5月1日から「45歳未満」であれば制度を利用できるよう対象を拡大しました。対象枠を都内最大規模に拡大し、利便性を向上させると同時に、市外からも若年子育て世代を呼び込むことを目指します。

（※）「長期優良住宅」…長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅で所管行政庁の認定を受けた住宅

■制度利用を促進するために、対象要件を都内最大に拡大

福生市では平成29年から、子育て世代の定住化促進の取り組みとして、①子育て世帯が市内に長期優良住宅を取得し、②住宅金融支援機構が提供する全期間固定金利の住宅ローン「【フラット35】子育て支援型」を利用する場合、当初5年間の金利を0.5%引き下げる制度を、同機構との協定により実施しています。

これまで、制度の利用には「福生市に住む親との同居（親と子と孫の三世代）」、または「近居（2km以内）」などの条件を満たす必要がありましたが、令和元年5月1日から「若年子育て世帯（【フラット35】子育て支援型申請時に45歳未満）」であれば、「同居」・「近居」に限らず制度を利用できるように同機構と協定を再締結。これにより、福生市に地縁がない方でも制度を利用できるようになり、利便性が大きく向上しました。

なお、同機構と協定を結ぶ都内自治体において、「同居」・「近居」・「若年子育て世帯」のすべてを対象とするのは、福生市が初の取り組みとなります。

「【フラット35】子育て支援型」対象者の変更点（5月1日から）

旧要件（いずれか）		新要件（いずれか）
① 親と子と孫の三世代が「同居」 ② 親と2km以内に「近居」	⇒	① 親と子と孫の三世代が「同居」 ② 親と2km以内に「近居」 ③ 「【フラット35】子育て支援型」申請時に満45歳未満（若年層）であること

これにより、福生市にゆかりが無くても申請可能に！

■最大50万円助成の「優良住宅推進事業」と併せてもっとお得に

また、福生市では、長期優良住宅を取得した子育て世帯に対し、固定資産税・都市計画税相当額を最大50万円（10万円×最長5年間）助成する「福生市優良住宅推進事業」を実施しています。

上記の【フラット35】の制度と併用することで、「金利引き下げ」と「助成」の2つのメリットを受けることも可能です。

市では今後も、制度の周知や、利便性の向上を図りながら、住民の定住化を進めていく考えです。

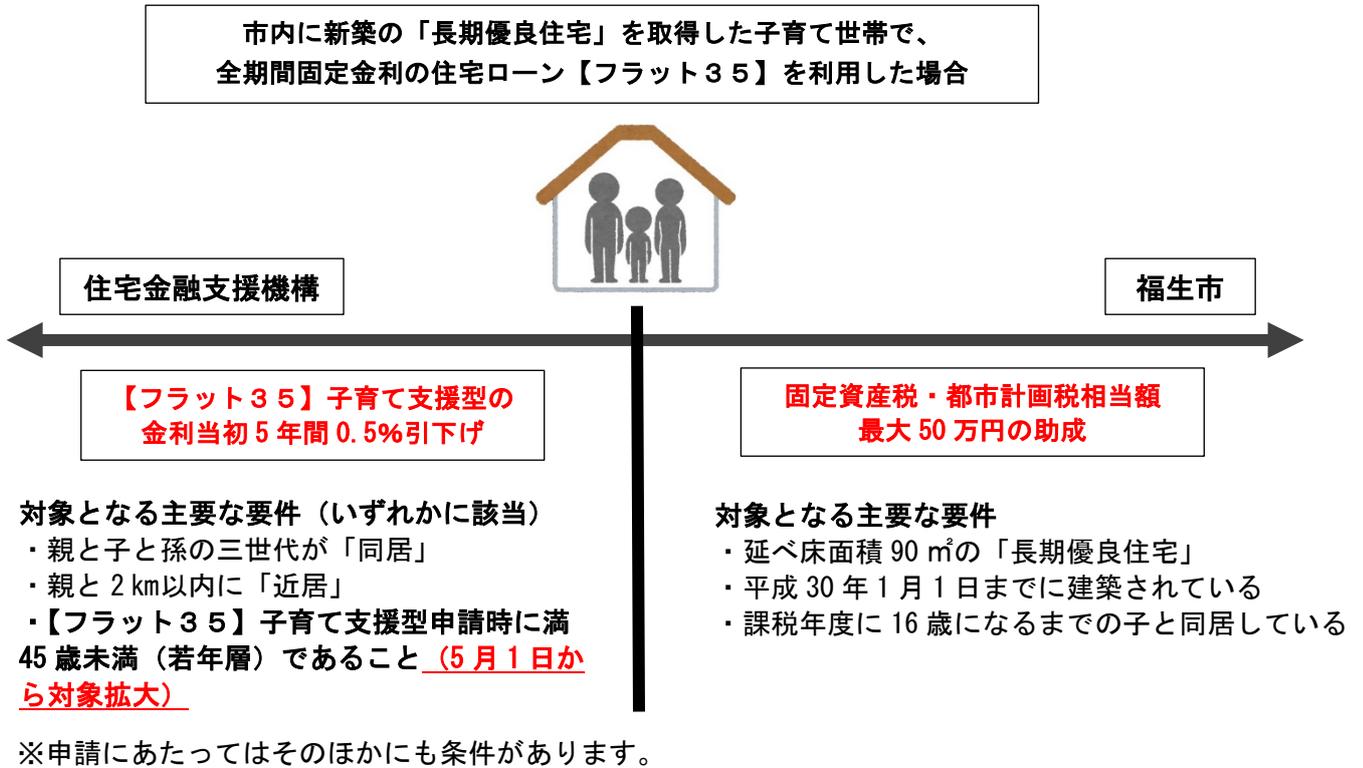


令和元年6月5日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-3

【事業の全体イメージ】



〈参考〉【フラット35】子育て支援型を利用した際の金利シミュレーション

毎月の返済額・総返済額の試算(比較)

【試算例】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.27%※の場合
 ※2019年4月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で
 取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利

【フラット35】子育て支援型と【フラット35】S(金利Aプラン)の併用なら【フラット35】より総返済額が約110万円お得!

	【フラット35】	【フラット35】子育て支援型と 【フラット35】S(金利Aプラン)の併用		
		当初5年間 年 0.77%	6年目～10年目 年 1.02%	11年目以降 年 1.27%
借入金利	全期間 年 1.27%	当初5年間 年 0.77%	6年目～10年目 年 1.02%	11年目以降 年 1.27%
毎月の返済額	全期間 88,512円	当初5年間 81,508円	6年目～10年目 84,487円	11年目以降 87,046円
総返済額	37,175,279円	36,073,484円		
【フラット35】 との比較 (総返済額)	—	▲1,101,795円		

出典：住宅金融支援機構ホームページ

【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ ☎042-551-1961